

システム利用規約

本システム利用規約（以下「本規約」といいます。）は、SBI アートオークション株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する ID の保有者に対して当社が提供するインターネットシステムを利用したアカウントサービス及び美術品等の取引等についての詳細を定めるものです。

本規約第1章及び第4章は ID 保有者（第1条第1項で定義するものとします。以下同じです。）、オンラインオークションシステム利用者（第2章で定義するものとします。以下同じです。）及びライブオークションシステム利用者（第3章で定義するものとします。以下同じです。）に共通して適用されるものとし、本規約第2章はオンラインオークションシステム利用者に適用されるものとし、本規約第3章はライブオークションシステム利用者、書面入札落札者（第3条で定義するものとします。）及び電話入札落札者（第3条で定義するものとします。）に適用されるものとします。また、ID 保有者、オンラインオークションシステム利用者及びライブオークションシステム利用者は、自己が適用を受ける本規約の各章の規定を遵守しなければならないものとします。なお、当社ウェブサイト及びこれを構成するコンテンツ（以下「当社ウェブサイト」と総称します。）を閲覧する者その他本規約において適用の対象とされる者（いずれも法人を含むものとします。）は、本規約を遵守しなければならないものとし、当社ウェブサイトを閲覧した場合、本規約に同意したものとみなします。

なお、本規約に定めのない事項については、当社が別途定めるオークション規約（以下単に「オークション規約」といいます。）が性質上適用されない規定を除いて適用されるものとしますが、本規約とオークション規約の内容が相互に矛盾抵触する場合は、本規約が優先するものとします。また、本規約で別段の定めがない限り、オークション規約において定義された用語は、本規約においても同様の意味を有するものとします。

第1章 ID 登録及びアカウントサービス

本章は、当社が提供するインターネットシステムを利用したアカウント登録及びアカウントサービス等についての詳細を定めるものです。

当社が提供するインターネットシステムを利用してアカウント登録をしようとする者及び ID 保有者は、本規約を遵守しなければならないものとします。

第1条 (ID 保有者)

- ① 本規約における ID 保有者とは、当社ウェブサイト上のアカウントサービス（以下単に「本アカウントサービス」といいます。）上で当社の定める必要な情報を登録し、当社により当社独自の ID の利用につき承認を受けた者をいいます（当該情報登録より当該承認の申込みまでを、以下「お客様登録」といいます。）。当該お客様登録の当社による承認後、ID 保有者は、当社が提供する本規約に基づく全てのサービス（以下「対象サービス」といいます。）を利用できるものとします。
- ② 対象サービスの利用希望者のお客様登録は、本規約に同意のうえ、当社へのお客様情報登録ページにおけるデータの送信をもって完了するものとします。
- ③ 対象サービスの利用希望者は、お客様登録に際して、以下の条件を遵守してください。
 - (1) 本アカウントサービス上のお客様情報登録ページの入力欄に、対象サービスの利用希望者ご自身に関する真実かつ正確なデータを入力し、お客様登録を行ってください。代理による登録は一切認められません。
 - (2) お客様登録時にメールアドレスを登録する際は、対象サービスの利用希望者ご自身の保有するメールアドレスをご登録ください。第三者のメールアドレスでのご登録はお

断りします。会社や学校、ご家族等、複数の人によってメールアドレスを共用されている場合においては、当該共有者の総意で当該対象サービスの利用希望者に当該メールアドレスでのお客様登録を認める場合に限り、当該メールアドレスでのお客様登録を認めるものとします。但し、この場合も、対象サービスの利用については ID 保有者ご自身に限定するものとします。

- (3) (1)の入力事項に変更があった場合、ID 保有者は速やかに第 2 条第 5 項に定める登録内容の変更を行ってください。
- (4) 1 人の利用者による複数の ID の登録及び保有は認めません。
- ④ ID 保有者は対象サービスを利用するにあたり、お客様登録の当社による承認後に当社が付与した ID 及びパスワードを入力するものとし、当社は、ID 及びパスワードを利用して行われた行為を、当該入力があった ID 及びパスワードと当社に登録された ID 及びパスワードが一致する ID 保有者による利用とみなすものとします。万一それらを盗用されて使用された場合や不正使用されたような場合であっても、当該行為による責任は、当社に故意又は重大な過失がない限り、当該 ID 及びパスワードについて登録情報上一致する ID 保有者が負うものとします。
- ⑤ 当社は、以下の場合、ID 保有者への事前通知を行うことなく当該 ID 保有者の対象サービスの全部若しくは一部の利用停止・終了、ID の抹消又は ID 保有者資格の剥奪を行うことがあります。これにより ID 及びパスワードが使用できなくなった者が対象サービスの利用を希望する場合は、第 1 項の手続に従い、新たに当社から ID 及びパスワードの交付を受けるものとします。なお、当該対象サービスの利用停止・終了、ID の抹消又は ID 保有者資格の剥奪の結果、ID 保有者に損害や不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) ID 保有者が、直近の 1 年間、当該 ID 保有者の ID での利用（ログイン）実績がない場合
 - (2) ID 保有者が、本規約又は対象サービスの利用時に提示されるサービスごとの利用規約に違反すると当社が判断する場合又はそのおそれがあると当社が判断する場合
 - (3) ID 保有者が、当社が対象サービスの運営上不適当と判断する行為を行った場合
- ⑥ ID 保有者は、当社が提供する対象サービスを利用する場合、各サービスにおける利用規約を確認し、同意した上で、当該サービスを利用するものとします。

第2条 (ID 利用の注意事項)

- ① 対象サービスの利用希望者は、当社のホームページ上から第 1 条に定める所定の手続に従いお客様登録を行い、当社の承認を得ることにより、対象サービスを利用するための ID 及びパスワードの交付を当社から受けるものとします。但し、当社の裁量により、理由を示すことなく ID の登録をお断りすることがあります。
- ② 対象サービスの利用希望者は、当社によるお客様登録の承認並びに ID 及びパスワードの発行には相当の時間を要することをあらかじめ承諾するものとし、当社はお客様登録の不承認並びに ID 及びパスワードの発行遅延等により対象サービスの利用希望者に生じた損害等を賠償する責任を一切負わないものとします。
- ③ ID 保有者は、ID 及びパスワードを第三者に譲渡し、貸与し、又はその他の処分を行ってはならないものとします。また、ID 保有者は、他人になりすます等の手段により、複数の ID 及びパスワードを取得してはならないものとします。
- ④ ID 保有者が ID 及びパスワードを紛失又は盗難される等により、ID 及びパスワードが第三者に漏えいした場合、当該漏えい及びその結果につき、当社は一切責任を負わないものとします。なお、ID 保有者が ID 及びパスワードを紛失又は盗難される等の事実を認識したときは、直ちに当社に対してその旨を通知するものとします。
- ⑤ ID 保有者は、第 1 項に規定する利用登録の際に登録した内容に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更内容を当社に届け出るものとします。なお、当該変更の届出を怠ったことにより ID 保有者に生じた不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第3条 (入札・落札情報)

ID 保有者は、本規約第 6 条及び第 7 条に基づき本アカウントサービス上から入力した過去のオークションの入札情報を確認することができます。但し、ID 保有者が本規約第 6 条に定める事前入札の方法によりオークションで美術品等を落札していた場合（当該方法で落札した者を、以下「書面入札落札者」といいます。）、第 7 条に定める入札の方法によりオークションで美術品等を落札していた場合（当該方法で落札した者を、以下「電話入札落札者」といいます。）であっても、落札手数料を含む請求書は表示されません。

第4条 (作品のお気に入り登録)

ID 保有者は、次に開催されるオークションの当社ウェブサイト上のカタログ（以下単に「カタログ」といいます。）に掲載されている、当社の審査を通過した美術品等（以下「作品」といいます。）について本アカウントサービス上からお気に入り登録することができます。また、お気に入り登録をした作品の画像、評価額（日本円で上限額及び下限額を掲載するものとし、以下「評価額」といいます。なお、評価額には当社手数料（第 29 条第 1 項に定める意味を有するものとし、）及びその消費税は含まれません。）その他の情報（以下「作品情報」といいます。）をお気に入り画面から閲覧することができます。なお、当該お気に入り作品が出品されるオークション開催後、当該お気に入り登録した作品は、お気に入りリストから削除されます。

第5条 (アーティストのお気に入り登録)

ID 保有者は、カタログに掲載されている作品のアーティストを本アカウントサービス上からお気に入り登録することができます。ご登録いただいたアーティストの作品が次回以降のオークションに出品される場合、お客様登録時にご登録いただいておりますメールアドレス宛にお気に入り登録いただいているアーティストの作品が出品されることをお知らせする電子メール（以下「お知らせメール」といいます。）をお送りさせていただきます。また、お知らせメールの配信が不要になりましたら、アーティスト登録の削除を行っていただくことにより、当該アーティストのお知らせメールの送信を停止いたします。

第6条 (書面入札)

ID 保有者が、本アカウントサービスを利用してオークションにおいて書面入札の方法により作品の買い受けの申出を行うことを希望する場合（以下「書面入札希望者」といいます。）は、本規約の内容を承認のうえ、オークション直前営業日の 17 時まで、当該オークションにおいて買い受けを希望する作品のロット番号（カタログに掲載されているロット番号を指すものとし、）及び買受希望額とともに、本アカウントサービス上から当社に対して事前に申出（以下「オークション事前申出」といいます。）を行わなければならないものとし、

第7条 (電話入札)

- ① ID 保有者が、本アカウントサービスを利用してオークションにおいて電話入札の方法により作品の買い受けの申出を行うことを希望する場合（以下、「電話入札希望者」といいます。）は、本規約の内容を承認のうえ、オークション直前営業日の 17 時まで、当該オークションにおいて買い受けを希望する作品のロット番号とともに、本アカウントサービスから当社に対してオークション事前申出を行わなければならないものとし、
- ② 前項の申出を行った場合、当社より買受希望ロット競売時に電話入札希望者の登録情報にご登録されている電話番号又は電話入札のためご入力いただいた任意の電話番号へお電話をいたします。電話入札希望者は、当社担当者から架電する電話を通じてオークションに参加できるものとし、ただし、電話回線の中断、電話取り次ぎの手違い、無応答等により、買い受けの申出又はその撤回がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社一切責任を負わないものとし、

第8条 (書面入札及び電話入札に参加できない場合)

- ① オークション事前申出を所定の期限までに行わなかった場合、その他前二条に規定する書面入札希望者及び電話入札希望者が行う手続きが実施されなかった場合は、書面入札希望者及び電話入札希望者はオークションに参加できないものとします。
- ② オークション会場に架設される電話の台数には限りがあるため、前条第1項による買受の申出又はその撤回を希望する電話入札希望者が多い場合は、前条第1項による買受の申出をお断りし、本規約又はオークション規約に定める電話入札以外の方法での入札をお勧めする場合がございます。なお、電話入札希望者による買受の申出又はその撤回がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条 (作品の売買契約の成立時期)

書面入札希望者又は電話入札希望者が作品を落札した場合(書面入札落札者又は電話入札落札者となった場合)、オークション規約第8条第10項にかかわらず、オークションがハンマーを打ち、その事実が書面入札落札者又は電話入札落札者の利用するライブオークションサイト上で閲覧できるようになった時点で、当該書面入札落札者又は電話入札落札者と当社との間で、落札価額にて作品を売買する売買契約が成立するものとします。

第2章 オンラインオークション規約

本章は、当社が提供するインターネットシステムであるオンラインオークションシステムを利用した美術品等のオークション(以下「オンラインオークション」といいます。)における取引等についての詳細を定めるものです。

IDを保有し当社に対してオンラインオークションにおける美術品等の販売を委託する者(以下「販売委託者」といいます。)、IDを保有しオンラインオークションにおいて美術品等の買い受けを希望する者(以下「オンラインオークション買受希望者」といいます。)、IDを保有しオンラインオークションにおいて美術品等を落札した者(以下「オンラインオークション落札者」といいます。)及びオンラインオークションが行われるWEBページ及びこれを構成するコンテンツ(以下「オンラインオークションサイト」といいます。)を閲覧する者、その他本章において適用の対象とされる者(いずれも法人を含むものとし、以下「オンラインオークションシステム利用者」と総称します。)は、本規約を遵守しなければならないものとします。

なお、オンラインオークションシステム利用者がオンラインオークションサイトを閲覧した場合、当該オンラインオークションシステム利用者は本章に同意したものとみなします。

第1節 販売委託

第10条 (販売委託)

- ① 販売委託者は、本規約及び当社が別に定める販売委託契約に従い、美術品等の販売の委託を申し込むものとします。なお、当社は、当該販売委託の申込みをお断りする場合があります。
- ② 販売委託者は、当社に対し、販売委託に係る美術品等について完全な所有権を有すること又は完全な所有権に基づき販売委託をすることができる権限を有することを保証します。

第11条 (最低売却価額)

- ① 販売委託者は、当社に対して販売を委託した美術品等の売却価額として希望する最低価額(以下「最低売却価額」といいます。)を、日本円にて設定することができます。
- ② 当社は、最低売却価額が設定された場合は、当社及び販売委託者間において別段の合意がなされたときを除いて、最低売却価額を下回る価額で、販売を委託された美術品等を売却しないものとします。
- ③ 最低売却価額は評価額の上限を超えることはできません。
- ④ 一度設定された最低売却価額は、当社の同意のない限り変更することができないものとします。

第2節 オンラインオークション開催時の手続

第12条 (オンラインオークション対象作品)

当社は、販売委託者が当社に対してオンラインオークションによる販売を委託した美術品等のうち当社の審査を通過したもの（以下「オンライン作品」といいます。）を、当社の名でオンラインオークションの方法により売却します。なお、当社は、美術品等の審査の基準、方法及び内容について、公開・公表する義務を負わないものとします。

第13条 (作品情報の掲載)

- ① 当社は、オンライン作品がオンラインオークションに出品されている間（以下「オンラインオークション期間」といいます。）、オンラインオークションサイトにおいて、当該オンライン作品の画像、評価額その他の作品情報（以下「オンライン作品情報」といいます。）を掲載します。なお、オンラインオークションにおいては、オンライン作品の落札価額が評価額の上限を超え、又は評価額の下限を下回る場合があります。
- ② 当社は、当社の裁量により、事前の予告なく、オンラインオークションサイトにおけるオンライン作品情報の掲載を中止し、又は掲載内容を変更する場合があります。当社は、当該掲載中止及び掲載内容の変更について、一切責任を負いません。
- ③ オンラインオークションシステム利用者は、自己の責任で、第1項に基づき掲載されたオンライン作品情報を閲覧することにより、オンライン作品の情報及び状態等を確認するものとします。
- ④ 当社は、当社がその裁量により決定した場合を除いて、オンラインオークションに出品するオンライン作品について、オンラインオークション買受希望者が作品の下見を行うための展覧会を開催せず、オンライン作品情報を掲載したカタログは配布しないものとします。
- ⑤ オンラインオークションサイトに掲載されているオンライン作品情報は、オンラインオークション買受希望者の参考資料としてご利用いただくことを目的とするものです。当社は、オンライン作品情報の真実性及び正確性等を一切保証せず、オンラインオークションサイトに掲載されているオンライン作品の画像の不明瞭等について、一切責任を負いません。

第14条 (現在価額及び入札可能価額)

- ① 当社は、オンラインオークション期間中、各オンライン作品について、オンラインオークション買受希望者から入札がなされている現在の最高価額（未入札のオンライン作品については、当社がその裁量によりオンラインオークション開始時の価額として設定した価額とします。以下「現在価額」といいます。）及びオンラインオークション買受希望者による入札が可能な最低価額（現在価額を上回る価額とし、以下「入札可能価額」といいます。）を、オンラインオークションサイトにおいて公表するものとします。
- ② 当社は、当社の裁量により、オンライン作品の最低売却価額を下回る価額を、当該オンライン作品の現在価額及び入札可能価額として設定することができます。
- ③ 第1項の現在価額及び入札可能価額は、日本円及びその他の通貨により表示されますが、日本円以外の通貨による表示はあくまで参考金額であり、必ずしも当該オンラインオークション時点の正確な為替レートを反映するものではありません。なお、オンラインオークション落札者と当社との間で締結される落札されたオンライン作品の売買契約は、日本円により行われます。
- ④ 当社は、現在価額及び入札可能価額に係る表示につき、その内容が真実であり、かつ正確であることを保証するものではなく、これらの表示が真実ではなく、又は不正確であったことによりオンラインオークションシステム利用者が生じた損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

第15条 (販売委託者名等の不公表)

当社は、オンライン作品の販売委託者名及び最低売却価額を公表しないものとします。但し、

販売委託者の同意の下に、当社がその裁量により公表を決定した場合はこの限りではありません。

第16条（オークション期間）

- ① 当社は、その裁量により、オンライン作品ごとにオンラインオークション期間を設定し、オンラインオークションサイト上において公表するものとします。
- ② 前項にかかわらず、当社が設定したオンラインオークション期間の終了の 10 分前から当該オンラインオークション期間の終了までの間に、オンライン作品に対して買い受けの申出がなされた場合、当社は、当該オンライン作品のオンラインオークション期間を、当社が設定したオンラインオークション期間の終了日時から 5 分間延長するものとし、その後も同様とします。なお、本項に基づきオンラインオークション期間が延長された場合、当該延長がなされた期間をオンラインオークション期間として、本規約が適用されるものとします。

第17条（買い受けの申出）

- ① オンラインオークション買受希望者は、オンラインオークション期間中、オンラインオークションサイト上の所定のログイン画面から ID 及びパスワードを入力するうえ、オンラインオークションサイトへログインすることにより、オンラインオークションサイトにおいてオンライン作品の買い受けの申出を行うことができるものとします。
- ② オンラインオークション買受希望者は、買い受けを希望するオンライン作品について、当該オンライン作品のオンライン作品情報、現在価額及び入札可能価額等が表示されるオンラインオークションサイト上の画面（以下「オンラインオークション画面」といいます。）上に表示される買受希望価額欄（以下「買受希望価額欄」といいます。）に買受希望価額を入力し、オンラインオークション画面上に表示されるビッドボタン（以下「オンラインビッドボタン」といいます。）をクリックすることにより、当該価額にて、当該オンライン作品の買い受けの申出を行うものとします。なお、オンラインオークション買受希望者が買受希望価額を入力する前においては、買受希望価額欄に入札可能価額が自動的に入力され表示されていますが、オンラインオークション買受希望者は、当該表示価額以上の価額を買受希望価額欄に入力することもできます。
- ③ オンラインオークション買受希望者が買受希望価額欄に買受希望価額を入力する場合、当社所定の買受希望価額の単位（以下「買受可能単位」といいます。）に従い、入札可能価額以上の価額を入力する必要があります。なお、オンラインオークション買受希望者が、買受可能単位と整合しない買受希望価額を入力した場合、当該買い受けの申出は無効となります。
- ④ オンラインオークション買受希望者が一度オンラインビッドボタンをクリックした場合、オンラインオークション買受希望者その他の第三者による誤操作等の理由のいかんを問わず、オンラインオークション買受希望者は当該買い受けの申出の取消しをすることはできず、オンラインオークション買受希望者はこれに対して異議を述べないものとします。
- ⑤ オンラインオークション買受希望者は、日本円によってのみオンライン作品の買い受けの申出を行うことができるものとし、その他の通貨による買い受けの申出を行うことはできないものとします。
- ⑥ オンラインオークション買受希望者がオンラインビッドボタンをクリックした後、当該クリックの事実及び当該クリックの時点で入力されていた買受希望価額が当社に到達したとき、当該オンラインオークション買受希望者から当社に対して当該買受希望価額にてオンライン作品の買い受けの申出がなされたものとします。
- ⑦ オンラインオークション買受希望者は、自己の買い受けの申出の状況について、自己の責任で、オンラインオークション画面上で確認するものとします。
- ⑧ 複数の者が共同の名義により、一つの買い受けの申出をすることはできません。

第18条（買い受けの申出の自動入力）

- ① オンラインオークション買受希望者は、オンラインオークション画面上において、買い受けを希望するオンライン作品について、あらかじめ定めた買受希望価額の上限額（以下「自動

入札上限額」といいます。)に達するまで、自己の買い受けの申出が、他のオンラインオークション買受希望者からより高額の買い受けの申出がなされたことにより失効した場合、直ちに、その時点の入札可能価額により、自己をオンラインオークション買受希望者として、自動的に買い受けの申出がなされる機能の利用設定を行うことができます(以下、当該機能を「自動入力機能」といいます。)

- ② オンラインオークション買受希望者は、自己の責任により、自動入力機能の設定を行うものとします。また、オンラインオークション買受希望者は、自動入力機能を適用するよう設定した場合、当該設定の撤回、取消し又は変更を行うことはできません。
- ③ オンラインオークション買受希望者は、自動入札上限額を日本円でのみ設定することができます。また、オンラインオークション買受希望者は、自動入札上限額の設定にあたり、買受可能単位に従わなければなりません。
- ④ 自動入力機能により買い受けの申出がなされた場合、オンラインオークション買受希望者及びその他の第三者による誤操作等の理由のいかんを問わず、当該買い受けの申出の取消しをすることはできず、オンラインオークション買受希望者はこれに対して異議を述べないものとします。

第19条 (買い受けの申出の失効)

買い受けの申出は、以下の場合に失効します。

- (1) より高額の買い受けの申出がなされたとき。
- (2) 当該オンライン作品の現在価額が最低売却価額に達せずオンラインオークションが終了したとき。
- (3) 当社がオンラインオークションを中断したとき。

第20条 (オンライン作品の売買契約の成立時期)

オンラインオークション買受希望者がオンライン作品を落札した場合(オンラインオークション落札者となった場合)、その事実がオンラインオークション落札者の利用するオンラインオークションサイト上で閲覧できるようになった時点又は当社から送信された当該オンラインオークション落札者によりオンライン作品が落札された旨の電子メールが当該オンラインオークション落札者に到達した時点のいずれか早い時点で、当該オンラインオークション落札者と当社との間で、落札価額にてオンライン作品を売買する売買契約が成立するものとします。

第21条 (紛争の裁定)

オンラインオークション買受希望者間又はオンラインオークション買受希望者と当社との間で生じたオンラインオークション開催時の手続に関する紛争は、当社がその裁量により裁定するものとし、オンラインオークション買受希望者は当該裁定に従わなければなりません。

第3章 ライブオークションシステム利用規約

本章は、当社が行う作品のオークションにおいて、当社が提供するインターネットシステムであるライブオークションシステムを利用して、作品の買い受けの申出を行う取引等についての詳細を定めるものです。

IDを保有しオークションにおいてライブオークションシステムを利用して作品の買い受けを希望する者(以下「ライブオークション買受希望者」といいます。)及びIDを保有し作品をオークションにおいて落札した者(以下「ライブオークション落札者」といいます。)その他本章において適用の対象とされる者(いずれも法人を含むものとし、以下「ライブオークションシステム利用者」と総称します。)は、本章を遵守しなければならないものとします。

第1節 ライブオークション参加のための手続

第22条 (買受希望作品の事前申出)

- ① ライブオークションシステム利用者は、ライブオークションシステムを利用してオークションにおいて作品の買い受けの申出を行うことを希望する場合は、本規約の内容を承認のうえ、オークション直前営業日の前日の 17 時まで（以下「事前入札締切時刻」といいます。）に、当該オークションにおいて買い受けを希望する作品のロット番号（カタログに掲載されているロット番号を指すものとします。）及び買受希望価額とともに、ライブオークションの WEB ページ及びこれを構成するコンテンツ（以下「ライブオークションサイト」といいます。）上から当社に対して事前にパドル番号発行の申出（以下「パドル番号発行申出」といいます。）を行わなければならないものとします。
- ② 前項に規定するパドル番号発行申出の手続が行われた後、当社からライブオークションシステム利用者に対して、ライブオークションシステム利用者が事前に登録したメールアドレス宛に、パドル番号発行申出が完了した旨の電子メールを送信します。
- ③ パドル番号発行申出を所定の期限までに行わなかった場合、その他前各項に規定するライブオークションシステム利用者が行う手続が実施されなかった場合は、ライブオークションシステム利用者はオークションに参加することができないものとします。

第 2 節 ライブオークション開催時の手続

第23条 (オークション開始前の手続等)

- ① ライブオークション買受希望者は、ライブオークションシステムを利用して作品の買い受けの申出を行う場合、オークション開催日におけるオークションの開始時間に合わせて、ID 及びパスワードを入力の上、ライブオークションサイトへログインするものとします。
- ② オークションは、オークションが開催されている会場（以下「オークション会場」といいます。）において、オークション規約第 8 条に規定する方法及び手続により進行されるものとし、ライブオークション買受希望者は、買受申出の対象となっている作品の画像その他の作品情報、並びに当該作品の買受希望価額の状況及び推移等が表示されるライブオークションサイト上の画面（以下「ライブオークション画面」といいます。）においてオークションに参加し、作品の買い受けの申出を行うものとします。
- ③ 前条第 1 項及び第 2 項に規定するオークションへの参加登録が完了しているライブオークション買受希望者については当社からパドル番号（以下「オンラインパドル番号」といいます。）が割り当てられるものとし、オンラインパドル番号はライブオークション画面上に表示されるものとします。
- ④ 当社は、ライブオークション画面上の作品情報及び買受希望価額に係る表示につき、その内容が真実であり正確であることを保証するものではなく、これらの表示が真実ではなく、又は不正確であったことによりライブオークションシステム利用者が生じた損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

第24条 (買い受けの申出)

ライブオークション買受希望者は、ライブオークション画面上に表示される買受希望価額を確認のうえ、ライブオークション画面上に表示されるビッドボタン（以下「ライブオークションビッドボタン」といいます。）をクリックすることにより、当該時点においてオークションの対象となっている作品の買い受けの申出を行うものとします。なお、第 21 条第 1 項に定める事前入札締切時刻以降は、ライブオークション買受希望者その他の第三者による誤操作等の理由のいかんを問わず、当該買い受けの申出の取消しや買受希望価額の訂正をすることはできず、ライブオークション買受希望者はこれに対して異議を述べないものとします。

- ① ライブオークション買受希望者は、ライブオークション画面上に表示される買受希望価額（日本円）によってのみ作品の買い受けの申出を行うことができるものとし、当該買受希望価額以外の金額及び単位、並びに通貨による買い受けの申出を行うことはできないものとします。なお、オークション会場においては、オークションニアがその裁量により、ライブオークション画面上に表示される買受希望価額とは異なる金額及び単位にて作品の買い受けの

申出を採用することがありますが、ライブオークション買受希望者はこれに対して異議を述べないものとします。

- ② ライブオークション画面におけるライブオークション買受希望者による買受希望価額の状況及び推移は日本円その他の通貨により表示されますが、日本円以外の通貨による表示はあくまで参考金額であり、必ずしも当該オークション時点の正確な為替レートを反映するものではなく、また、ライブオークション落札者により落札された作品の売買は、日本円により行われるものとします。
- ③ ライブオークション買受希望者がライブオークションビッドボタンをクリックした後、当該クリックの事実及び買受希望価額が当社に到達し、オークション会場における当社の係員が、当該ライブオークション買受希望者のオンラインパドル番号及び作品の買受希望価額を当社所定の方法によりオークションニアに伝達し、オークションニアが当該買受希望価額を採用したとき、当該ライブオークション買受希望者から当社に対して作品の買い受けの申出がなされたものとします。なお、当社は、ライブオークション買受希望者による作品の買い受けの申出がオークションニアに採用されることを保証するものではありません。
- ④ オークション会場における作品の買い受けの申出（書面等及び電話による買い受けの申出を含みます。）とライブオークションシステムによる作品の買い受けの申出の金額が同額となった場合、先に行われた買い受けの申出が優先するものとし、買い受けの申出の先後関係が明らかでない場合は、オークションニアが裁量により買い受けの申出の優劣を決定するものとします。

第25条 （オークション会場の状況）

- ① オークションの開催中、ライブオークション画面その他のライブオークションサイト上においては、オークション会場の現場の状況を撮影した画像及び動画、並びにオークション会場の状況に係る音声については視聴することができないものとし、ライブオークションシステム利用者は、これに対して異議を述べないものとします。
- ② 当社は、オークションの開始、中断、終了、中止、又はその他の状況を、ライブオークションシステム利用者がライブオークションサイト上で確認できるよう、ライブオークションサイト上に当該状況を示す表示を行うよう努めるものとします。但し、当該状況が適時かつ正確に表示されること、及びライブオークションシステム利用者が求める情報が直ちに表示されることを確約するものではなく、ライブオークションシステム利用者は、これに対して異議を述べないものとします。

第26条 （作品の売買契約の成立時期）

ライブオークション買受希望者が作品を落札した場合（ライブオークション落札者となった場合）、オークション規約第8条第10項にかかわらず、オークションニアがハンマーを打ち、その事実がライブオークション落札者の利用するライブオークションサイト上で閲覧できるようになった時点又は当社から送信された当該ライブオークション落札者により作品が落札された旨の電子メールが当該ライブオークション落札者に到達した時点のいずれか早い時点で、当該ライブオークション落札者と当社との間で、落札価額にて作品を売買する売買契約が成立するものとします。

第4章 一般条項

本章は、ID保有者、書面入札希望者、電話入札希望者、当社が提供するオンラインオークションシステム及びライブオークションシステム（以下「オークションシステム」と総称します。）の参加者に共通して適用される事項について定めるものです。

オンラインオークション又はライブオークションが行われるWEBページ及びこれを構成するコンテンツ（以下「オークションサイト」と総称します。）を閲覧する者、書面入札希望者、電話入札希望者その他本章において適用の対象とされる者（いずれも法人を含むものとし、以下「オークションシステム利用者」と総称します。）は、本規約を遵守しなければならないものと

します。

なお、オークションシステム利用者がオークションサイトを閲覧した場合、当該オークションシステム利用者は本章に同意したものとみなします。

第1節 オークション参加のための手続

第27条 (作品の状態等)

作品及びオンライン作品(以下「本作品」と総称します。)は、その性質上新品ではないため、現状有姿のままオークションに出品及び販売されるものであり、当社は、本作品のシミ、キズその他の瑕疵、欠陥等について一切責任を負いません。オークションシステム利用者は、オンラインオークションに出品されるオンライン作品又はオークションに出品される作品の情報について、オンラインオークション画面、オークション規約第3条に規定する下見会、同第4条に規定する当社が作成したカタログその他の手段により確認するものとします。

第2節 オークション開催後の手続

第28条 (支払方法及び引渡し方法の選択)

- ① オンラインオークション落札者は、オンラインオークション期間の終期に該当する日(以下「オンラインオークション終了日」といいます。)から10日以内に、オンラインオークションサイトにおいて、請求金額(次条第2項に定める意味を有するものとします。)の支払の方法(以下「支払方法」といいます。)及び落札したオンライン作品の引渡しの方法(以下「引渡し方法」といいます。)を選択し、当社所定の方法で、オンラインオークションサイトを通じて、当社に対して当該選択の結果を通知するものとします。
- ② オンラインオークション落札者は、支払方法として、振込送金による方法、クレジットカード決済又はPayPalによる支払を選択することができるものとします。また、書面入札落札者、電話入札落札者及びライブオークション落札者は本項第一号の銀行口座への振込送金の方法で支払いを行うものとします。なお、各支払方法の詳細は、以下の各号記載のとおりです。
 - (1) 振込送金による方法
書面入札落札者、電話入札落札者、オンラインオークション落札者及びライブオークション落札者(以下「オークションシステム落札者」と総称します。)は、当社が別途指定する銀行口座に対して、支払期間(次条第2項に定める意味を有するものとします。)内に着金するよう、振込送金するものとします。なお、振込手数料は、オークションシステム落札者が負担するものとします。
 - (2) クレジットカード決済又はPayPalによる方法
当社は、オンラインオークション落札者が支払方法を選択した後速やかに、当該落札者に対して、クレジットカード決済又はPayPalによる支払に必要な情報の入力を行うWebページのURLを記載したメールを送付します。オンラインオークション落札者は、当該Webページにおいて、クレジットカード情報、メールアドレス等の支払に必要な情報を入力し、支払手続を行うものとします。なお、オンラインオークション落札者が請求金額の支払手段として使用できるクレジットカードは、オンラインオークション落札者本人名義のカードに限られます。
- ③ オンラインオークション落札者は、引渡し方法として、当社に来社のうえオンライン作品を引き取る方法又は当社からオンラインオークション落札者に対してオンライン作品を配送する方法を選択することができるものとします。また、書面入札落札者、電話入札落札者及びライブオークション落札者は、当社に来社のうえ作品を引き取る方法又は「落札作品配送指示書」を用いて配送する方法により作品を受領するものとします。なお、各引渡し方法の詳細は、以下の各号記載のとおりです。
 - (1) 当社に来社のうえ本作品を引き取る方法

オークションシステム落札者は、オークションシステム落札者の費用負担において、自ら、又は自己が正当に権限を授与した代理人若しくは使者をして、当社に来社し、又は来社させたうえで、自ら又は当該代理人若しくは使者をして、本作品を引き取り、又は引き取らせるものとします。

- (2) 当社からオンラインオークション落札者に対してオンライン作品を配送する方法
オンラインオークション落札者は、当社に対して、当社所定の方法により、当社が別途定める配送に必要な情報を通知します。当社は、当該オンラインオークション落札者の通知に従い、運送業者（当社又はオンラインオークション落札者が選定した運送業者のいずれも含まれます。）にオンライン作品を引き渡します。なお、本号による場合、当該運送業者に対してオンライン作品を引き渡した時点で、オンラインオークション落札者に対する引渡しは完了したものとみなします。
- (3) 「落札作品配送指示書」を用いて作品を配送する方法
書面入札落札者、電話入札落札者及びライブオークション落札者は、配送に必要な事項を記入し、署名又は記名捺印をした「落札作品配送指示書」を当社に郵送することにより、配送による引渡しを選択のうえ、指示することができます。この場合、当社が「落札作品配送指示書」による指示に基づき運送業者に作品を引き渡した時点で、落札者に対する引渡しは完了したものとみなします。

第29条 （請求金額の支払）

- ① オンラインオークション落札者が前条に基づき支払方法及び引渡し方法を選択し、当該選択の結果を当社に対して通知した場合、当社は、オンラインオークションサイト上に、当該オンラインオークション落札者が落札したオンライン作品の落札価額、以下に定める相当額（金 1 円未満の金額は切り捨てるものとします。）の手数料（以下「当社手数料」といいます。）及び当社手数料にかかる消費税を記載した請求書（以下「請求書」といいます。）を表示します。また、日本国内の住所を請求先に指定した書面入札落札者、電話入札落札者及びライブオークション落札者に対しては、オークション終了後速やかに当社より郵送又は電子メールにて当該書面入札落札者、電話入札落札者及びライブオークション落札者が落札した作品の落札価額、以下に定める相当額（金 1 円未満の金額は切り捨てるものとします。）の当社手数料及び当社手数料にかかる消費税を記載した請求書を発送いたします。なお、日本国外の住所を請求先にした場合は、オークション終了後速やかに当社より電子メールにて請求書を送信いたします。
- （ア） オンラインオークションの場合、落札価格の 15.0%
- （イ） ライブオークションの場合、落札価格の 15.0%
- （ウ） 書面入札又は電話入札による場合、落札価格の 15.0%
- ② オークションシステム落札者は、当社に対し、オンラインオークション終了日又はオークション終了日から 10 営業日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日）をいいます。以下同じです。）以内（以下、この期間を「支払期間」といいます。）に、日本円により、請求書記載の請求金額（以下「請求金額」といいます。）を、選択した支払方法により支払わなければなりません。
- ③ オンラインオークション落札者がクレジットカード決済又は PayPal により請求金額を支払う場合において、オンラインオークション落札者とクレジットカード会社又は立替代行業者等との間で、請求金額の支払その他の債務に関して紛争（トラブル、クレーム、訴訟その他裁判上又は裁判外における一切の紛争又は争訟を含みます。以下同じです。）が発生したとき、全てオンラインオークション落札者の責任及び費用により解決するものとします。

第30条 （危険負担及び所有権の移転）

- ① 売買契約成立時点以降の当社の責に帰すべからざる事由による本作品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損その他一切の危険は、落札者の負担とし、落札者は請求金額の支払いを免れることができません。
- ② オークションシステム落札者が請求総額(次条第1項に定める意味を有するものとします。)

を完済した後、当社が本作品をオークションシステム落札者に引き渡した時点で当該本作品の所有権はオークションシステム落札者に移転します。

第31条 (引渡し)

- ① 当社は、オークションシステム落札者が請求金額の支払いを完了した日から 20 日以内（但し、この期間の最終日が営業日でない場合にはその翌営業日までとします。以下この期間を「引渡期間」といいます。）に、当該オークションシステム落札者が第 28 条第 1 項に基づき落札した本作品の引渡し方法を選択のうえ通知することを条件に、当該オークションシステム落札者が選択した引渡し方法に従って、当該オークションシステム落札者が落札した本作品を引き渡すものとします。但し、オークションシステム落札者が請求金額の他に、当社に対し履行期に達している他の債務（以下、請求金額及び履行期に達している当社に対する全ての債務を「請求総額」といいます。）を負担している場合、請求総額の支払を全て履行するまで、当社はオークションシステム落札者に対して、本作品を引き渡すことを要しないものとします。
- ② オークションシステム落札者が、引渡し方法として、当社に来社のうえ本作品を引き取る方法を選択した場合の引渡しについて、当社が、当社に本作品の引き取りに向いた者（以下「引取人」といいます。）が提示した本人確認書類（別途当社が指定する本人確認書類をいいます。）の確認をもって、オークションシステム落札者本人又はオークションシステム落札者から正当に権限を授与された代理人若しくは使者であると判断したとき、当該引取人が署名捺印又は記名押印をした受領書を当社に対して提出することを条件に、当社は当該引取人に対して本作品を引き渡すものとします。当社が本項所定の手続を経たにもかかわらず、オークションシステム落札者以外の第三者が当該本作品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
- ③ オークションシステム落札者が、引渡し方法として、配送による引渡しを選択した場合、当社は、当社所定の手続により、当社又はオークションシステム落札者から正当に権限を授与された運送業者であると判断したとき、当該運送業者に対して本作品を引き渡すものとします。なお、当社が本項所定の手続を経たにもかかわらず当該オークションシステム落札者以外の第三者が当該本作品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- ④ 前項の場合において、オークションシステム落札者は、運送業者から本作品を受領した場合、当社に対して、当該オークションシステム落札者が署名捺印又は記名押印をした受領書を直ちに交付するものとします。
- ⑤ 本作品の引渡し完了後の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等）について、当社は一切責任を負いません。また、オークションシステム落札者の求めにより、当社が運送業者を斡旋し、又は本作品の梱包を施した場合であっても、その運送業者の選定や梱包の状態にかかわらず、当社はその事故について責任を負いません。オークションシステム落札者には、本作品の引き取りにつき、自らの責任と費用負担において、保険を付す等の対応を行っていただくものとします。
- ⑥ 本作品の引渡後は、オークションシステム落札者は、当社に対し、作品違いの主張を行うことができません。但し、当社が、誤って落札した本作品と別の美術品をオークションシステム落札者に引き渡した場合はこの限りでないものとし、オークションシステム落札者は、速やかに引渡しを受けた当該美術品を当社に返還するものとします。

第32条 (諸費用)

オークションシステム落札者は、引渡期間内に本作品の引き取りができない場合、引渡期間終了後から引き取りのときまでの当社が指定する本作品の保管及び保険に要する費用を負担するものとします。

第33条 (盗品、遺失物等)

- ① 当社がオークションシステム落札者に本作品の引渡しをする以前に、本作品について、盗品、

遺失、相続、その他の原因のいかんを問わず、真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合又は本作品が法律の定めによる売買禁止物（所持の禁止を含みます。）であることが判明した場合、当社は当該本作品の売買契約を催告なしに解除することができるものとします。この場合、当社はオークションシステム落札者から請求金額の支払いを受けているときはこれを無利息で返還するものとし、オークションシステム落札者は当社に対し、損害賠償その他の請求をすることはできないものとします。

- ② 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）第 21 条の規定により警察本部長等が当社に対し保管を命じ、その保管の期間の終了日が引渡期間の満了後に到来するときは、その保管の期間の終了まで当社は本作品の引渡しをせず、第 31 条第 1 項の「請求金額の支払を完了した日から 20 日以内」とあるのは「警察本部長等が保管を命じた期間の終了日から 3 日以内」と読み替えて適用するものとします。なお、このため引渡しが遅滞したことに起因する損害について、当社はその責任を負わないものとします。

第34条 （落札者の債務不履行）

オークションシステム落札者が支払期間内に請求総額を支払わないときは、以下の各号の定めに従うものとします。

- (1) オークションシステム落札者は、請求金額（消費税分を除きます。）の未払残金について、年 14.6%の遅延損害金を支払わなければならないものとします。
- (2) 当社がオークションシステム落札者に請求総額の支払いを催告しても支払わない場合、当社は売買契約を解除することができます。但し、オークションシステム落札者宛に送付した催告状が受取人不在、不明で返送された場合、又はオークションシステム落札者が催告状の受取りを拒否した場合、当社は売買契約を無催告で解除することができるものとし、当社がオークションシステム落札者宛に解除通知を発送した時点で売買契約は解除されたものとします。
- (3) 売買契約が前号により解除された場合、当社は最低売却価額を設定することなく本作品を再度オンラインオークション又は当社の主催する実開催のオークション（以下「オークション等」と総称します。）に付し、又は第三者に売却（以下「第三者売却」といいます。）することができるものとします。この場合、オークション等又は第三者売却により当社が得られる金額が解除された売買契約の請求金額を下回る場合は、オークションシステム落札者は当社に対しその差額につき、解除された売買契約の成立日から支払いが完了する日まで、年 18%（消費者契約法が適用される場合には、年 14.6%）の遅延損害金を支払わなければなりません。なお、オークション等又は第三者売却により当社が得られる金額が解除された売買契約の請求金額を上回った場合であっても、その差額についてオークションシステム落札者は一切請求することはできません。

第35条 （真贋保証）

- ① 当社は、本作品の真贋について保証しません。書面入札希望者、電話入札希望者、オンラインオークション買受希望者及びライブオークション買受希望者（以下「オークションシステム買受希望者」といいます。）は自らの責任と判断で本作品の買い受けの申出を行うものとします。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社のカatalog又はオークションサイト上において、本作品の作者名が断定的に明記され（作者について争いがある旨の記載、「伝〇〇」、「推定〇〇作」等作者名の表示が推定に基づくものであることを示す記載、又は「〇〇派」、「〇〇工房」、「〇〇スクール」等必ずしも作者を特定できない記載がなされている場合等を除きます。）、かつ、当該本作品の真贋を保証する旨が明示されている場合において、後日当該本作品がオークションサイト上に表示された作者の制作物でないこと（以下「不真正性」といいます。）が判明し（但し、オークション等の当時の学者、専門家の知見の水準において一般にオークションサイト上に表示された作者の制作物と認識されていた場合、当該本作品が落札されたオークション等の当時に一般的でなかった科学的検査方法若しくは多額の費用を要する検査方法

の実施により不真正性が判明した場合、又は制作物を傷つける等通常は行われたい検査方法若しくは破損等により不真正性が判明した場合を除きます。)、当社が当該不真正性を認めるときは、以下の各号の条件全てを満たす場合に限り、当社はオークションシステム落札者の請求により売買契約を解除し、当該本作品の返還と引換えに請求金額の払い戻しをします。但し、当社は、請求金額の払い戻しをする他は責任を負わず、利息及び損害賠償等は一切負担しないものとします。

- (1) オークションシステム落札者が、当該本作品が落札されたオンラインオークション終了日又はオークション終了日から3年以内で、かつ当該本作品の不真正性を知ったときから3ヶ月以内（消費者契約法が適用される場合には1年以内）に、当該作者の制作物ではないことについて当社が納得しうる客観的・合理的な根拠を添えて、オンラインオークション期間、作品番号、落札価額を明記した書面により当社に対し請求すること。
- (2) オークションシステム落札者が、当社に本作品の完全な所有権を移転し、かつ、本作品をオークション等当時の状態で当社に引き渡すこと。

第36条（承諾事項）

オークションシステム利用者は、オークションシステムを利用するにあたり、あらかじめ以下の各事項を承諾いただき、これに対して異議を述べないものとします。

- (1) オークションシステム利用者は、オークションシステムに関連する全ての法令及び規則等（以下「法令等」といいます。）並びに本規約に従い、オークションシステムの意図した目的の範囲内に限ってオークションシステムを利用するものとし、オークションサイトの閲覧を含め、オークションシステムの利用はオークションシステム利用者の責任において行っていただくこと。
- (2) オークションシステム利用者は、法令等及び本規約を遵守するものとし、法令等及び本規約に違反した場合、当社は、オークションシステム利用者に対する事前の通知を行うことなくID及びパスワードを失効させ、また、オークションシステムの利用を即時に停止又は終了させることができること。
- (3) オークションサイト上に表示され、又は取得できる全てのコンテンツ、テキスト、イメージ、データ、情報その他の資料（以下「コンテンツ等」と総称します。）に関する知的財産権（著作権及び商標権その他一切の知的財産権を指すものとし、以下「知的財産権」といいます。）は、当社又はその他の正当な権利者に帰属するものであり、オークションシステムの利用により、知的財産権がオークションシステム利用者に移転するものではないこと。
- (4) 当社が、オークションシステム利用者による本作品の買い受けの申出の時期、申出の対象となった本作品、入札金額、入札結果等の履歴その他のオークションシステムの利用に係る履歴等の記録（以下「利用記録」といいます。）を収集及び保管すること。
- (5) 当社は、正当な理由がない限り、オークションシステム利用者からの利用記録の閲覧、開示、変更又は抹消請求に応じないこと。
- (6) 当社は、法令等に違反しない限り、当社の裁量に基づき、利用記録を処分又は抹消することがあること。
- (7) 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、オークションシステム利用者に対する事前の通知を行うことなくオークションシステムの全部又は一部のサービスの提供を停止又は終了することがあること。
 - (i) 天災地変、内乱、騒乱及びその他の不測の事態等、当社の責めによらない事由により、オークションシステムに係るサービスを提供するための設備、機器及び回線等（以下「必要設備等」といいます。）に障害が発生したとき。
 - (ii) 必要設備等の保守及び維持のために必要なメンテナンスを行うとき。
 - (iii) 当社が、当社の裁量により、オークションシステムに係るサービスの提供を停止又は終了することを決定したとき。

- (8) ID 及びパスワードを他人に使用されてオークションサイトにログインされ、オークションシステムを利用された場合、当社は、当該 ID 及びパスワードが割り当てられたオークションシステム利用者自身による利用であるとみなして取引を行うこと。
- (9) オンラインオークションサイト又はライブオークションサイト上の行為を含め、オークションシステムの利用により、オークションシステム利用者と当社以外の第三者との間で生じた紛争（トラブル、クレーム、訴訟その他裁判上又は裁判外における一切の紛争又は争訟を含みます。）については、全てオークションシステム利用者の責任及び費用により解決すること。

第37条 （免責事項）

当社は、以下の各事項に起因して生じたオークションシステム利用者の損害等について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとし、オークションシステム利用者はこれを承諾するものとします。

- (1) オークションシステム買受希望者及び当社の使用する機器、システム、通信回線等の不備、不調、不具合、発受信するデータの不正アクセス及び改変その他の理由により、第6条、第7条、第16条、第17条、第21条及び第23条に規定するオークション事前申出に係る手続が正常に行われず、又はオークション事前申出が当社に到達しなかったこと等により、オークションシステム買受希望者がオークションに参加できなかった場合
- (2) オークションシステム利用者及び当社の使用する機器、システム、通信回線等の不備、不調、不具合、発受信するデータの不正アクセス及び改変その他の理由により、本件システムを通じた買い受けの申出が正常に行われず、又はオークションにおいて買い受けの申出が適時かつ正確に反映されなかった場合
- (3) オークションの実施中、オークションシステム利用者及び当社の使用する機器、システム、通信回線等の不備、不調、不具合、発受信するデータの不正アクセス及び改変その他の理由により、オークション会場における本作品の買受希望価額の競り上げの状況が適時かつ正確に反映されなかった場合
- (4) オークションシステムの利用により、オークションシステム利用者の使用する機器、システム、通信回線等の不備、不調、不具合、発受信するデータの不正アクセス及び改変等が生じた場合
- (5) 前条第7号に規定する事由により、オークションシステムの全部又は一部のサービスの提供が停止又は終了した場合
- (6) コンテンツ等、又はライブオークションサイトからリンクされている WEB ページ及びこれを構成するコンテンツを利用したことにより、オークションシステム利用者に損害等が発生した場合
- (7) オークションシステム利用者が、自らが保有する ID 及びパスワードを他人に使用されてオークションサイトにログインされ、オークションシステムを利用された場合

第3節 禁止事項

第38条 （禁止事項）

オークションシステム利用者は、本規約に別途規定される事項のほか、オークションシステムを利用するにあたり、以下の各事項を行ってはならないものとします。オークションシステム利用者が以下の各事項を行ったことにより当社に損害（弁護士費用、特別又は間接の損害を含むが、これらに限られません。）が発生した場合、オークションシステム利用者は直ちに当社に対して当該損害を賠償するものとします。

- (1) 当社の事前の書面による承諾なく、コンテンツ等を複製し、保存し、加工し、変更し、その他の利用又は処分を行うこと。

- (2) オークションシステムを利用することにより取得した情報等（個人情報を含みますが、これに限りません。）を当社以外の第三者に開示し、又はオークションシステムの利用の目的以外に利用すること。
- (3) オークションシステムに負荷をかける行為、他の利用者のアクセス又は操作を妨害する行為、並びに当社の事業及びネットワーク・システムに支障をきたす、又はこれを妨害する行為を行うこと。
- (4) 他人が保有する ID 及びパスワードを使用してオークションサイトにログインし、オークションシステムを利用すること。
- (5) 上記各号のほか、法令等、本規約及び当社が指定した事項に違反する行為を行うこと。

雑則

第39条 （規約の変更）

- ① 当社は、法令等に反しない範囲において、その裁量により本規約を変更することができるものとし、オークションシステム利用者は、これに従っていただくものとします。
- ② 本規約の内容は、必要に応じて変更することがありますので、当社が提供するサービスをご利用の際には最新の本規約をご確認ください。
- ③ 当社が前項に基づき本規約の内容変更を行った後、オークションシステム利用者が対象サービスを利用した場合、当該オークションシステム利用者が本規約の変更を承諾したものとみなすものとします。
- ④ 当社が各種サービス上に掲載する諸注意等が存在する場合、当該諸注意等は本規約の一部を構成するものとします。
- ⑤ 当社は、本規約を変更する場合、当社ウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第40条 （債権の譲渡等の禁止）

オークションシステム利用者は、本規約に基づく当社に対する権利、義務及び地位を、当社の事前の書面による承諾なく譲渡することができず、また担保に供することはできないものとします。

第41条 （反社会的勢力の排除）

- ① オークションシステム利用者は、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② オークションシステム利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- ③ 当社は、オークションシステム利用者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに該当者との取引の全部若しくは一部を停止し、又は該当者との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、該当者に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して該当者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
- ④ オークションシステム利用者が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当者はその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

第42条 (準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とします。

第43条 (合意管轄)

本規約及びオークションシステムに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上